

## 第27回 逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会－議事録－

日 時	令和6年1月9日(火) 午後1時 15 分～	
場 所	県庁別館2階 第3会議室A	
出席者	経営管理部総務局長 経営管理部総務局参事 暮らし・環境部廃棄物リサイクル課長 暮らし・環境部盛土対策課長 経済産業部森林保全課長 交通基盤部砂防課長 交通基盤部土地対策課長	内藤 信一 清水 大全 片山 広文 望月 満 大川井 敏文 杉本 敏彦 福田 吉宏
議 事	・各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑯(全般的な論点①、砂防法④、都計法⑤)	

### 1 開 会 (午後1時15分開始)

### 2 議事項目(これより内藤総務局長が議事進行を務めた。)

各法令に係る行政対応に関する考察等についての意見交換⑯(全般的な論点①、砂防法④、都計法⑤)

### 3 議事の内容

#### ○内藤総務局長

逢初川土石流災害に係る行政対応庁内検証委員会、第 27 回の会議を始めます。

それでは、次第の1ですけども、前回に引き続き、行政対応に関する考察等についての意見交換を続けていきたいと思えます。前回の全般的な論点について、清水さんから説明をしていただいて、そこで終わっているんですね。ということから、まずは、清水さんの説明に対して御意見や御質問等がありましたらお願いいたします。

#### ○清水総務局参事

この間、御説明したときに、埋まってないところを埋めて今日お示ししますみたいなことを言っていたんですけど、そこまで手が回らなかったものですから、先日、御説明させていただいた状態で御意見をいただけたらと思っています。

それと、先日お配りした資料で、1ページから4ページについては、また自分のほうで埋める作業をして、埋めたものを皆さんにお送りさせていただくものですから、その内容を確認していただけたらなと思っています。1ページから4ページまでは何か検証とか考察とかではなくて、事実関係を整理したもの等になるものですから、ファイルをお送りして確認していただくような形でお願いできればと思っています。

○内藤総務局長

よろしいですか。では、大川井さん。

○大川井森林保全課長

この時系列のところはいいんですけど、4番の事実関係を踏まえた論点と考察のところの(1)ですが、逢初川源頭部周辺区域④⑤⑥における土地改変行為に係る県の行政対応と逢初川源頭部①における盛土工事は相互に関係するかというのが1つ。

もう1つは、また④⑤⑥、これらが相互に関連するかということなんですけど、これ、読んでいたときに、考察の一番下の「④区域の宅地造成のうち」というところからなんですけど、改めて文章をよく読んでみると、「C工区に係る開発許可の申請内容及びD工区に係る林地開発許可の申請内容については、現時点で改めて審査しても適正なものであることから、これらの開発行為に係る県の行政対応は、①区域における盛土行為に関連するものではないと考える」と1文目がなっていて、これ、よく読んでみると、現時点で改めて審査しても適正だから①と関連しないと書いてあるんですよ。これって何か文章が足りないのか、適正だから関係ないというのは何かちょっと変だなと思って。もし書くのであれば、審査が適正ということではなくて、この事実関係を見たときに①と④区域、④⑤⑥なのかあれなんですけど、それらが関連する事実は認められなかったとか、何かそういうことを書くのかなと思って。

この論点のところ、相互に関連するかというのが結構悩ましいというか難しく、何をもちいて関連するということかというのか、計画が関連しているのか、それとも行政対応が関連しているのか。何か業者の体制が関連しているのかとか、何をまとめようとしているのかということがいまいち読み取りにくいなと思って。行為をしているのは業者なんですけど、どういう観点で関連しているとかと書き分けたほうがいいのか、答えが今ないんですけど。

○清水総務局参事

イメージとしては、結局、④に対する行政対応と⑤に対する行政対応と⑥に対する行政対応をするときに、①を考えなければいけないかどうか、考える必要があったかどうかというところで、ここではその関連は考える必要はなかったよという考察に持っていき、それなので個別の対応を見ていけばいいんだというような、そこをうまく言えるような。

○大川井森林保全課長

そうですね。そこをうまく整理できるといいなと思いました。

それと、今話をした4(1)のところの、ちょっと細かいところなんですけど、ただ開発許可と書いてあるのは、これは都市計画法の許可のことを言っているということですよ。

○清水総務局参事

そうですね。都計法のもので、本当は開発行為の許可とか用語は統一したいなと思っ

ていたんですけど。

○大川井森林保全課長

林地開発許可は林地開発と書いてあるので分かるんですが。

○清水総務局参事

そうですね。林地がついてなければ、開発許可といったら都計のものとかというイメージで。

○大川井森林保全課長

それか、最初にどこかで、これは都計のことと書いてしまって、あとはこの言葉で統一するでもいいかもしれないですが。

あともう1つ思ったのが、この4の(1)の中の確認・判明した事実の関係の中に、④区域の■■■■の話が出てこないなと思ってですね。D工区のところは■■■■なんですけど、業者名が出てこないの、事業者も違っていたんだよというのが何となく分かりづらいかなど。

○清水総務局参事

4ポツ目に■■■■を登場させればいいですか。

○大川井森林保全課長

そういう感じですかね。

○清水総務局参事

分かりました。ありがとうございます。

○大川井森林保全課長

ラストに、もう1ついいですか。次のページ行っていただいて、真ん中から下のところなんですけど、以下の考え方で合っているかということで、森林法の考察の再掲と、その下は都市計画法の考察の再掲が載っているんですが、個々に考察しているので、あえてこれが必要かどうかなどと思ひまして。ちょっと感じたところは、そんなところは思ひました。

○清水総務局参事

ちよっともう1回、全体を見て、要るかどうか。

○内藤総務局長

確認ですけど、本来は、行政対応は関連させて考えなければいけなかったかどうかという。

○清水総務局参事

そうですね。発生原因はそもそもこの委員会でやることではなくて、イメージとしては今、6法令個々には考察を当然しているんですけども、それをクロスさせて考察等する必要はあるかどうか、やっぱりそれぞれ行政対応としては関連してくるものではないから、クロスして考察、検証には当たらないみたいな。一応そこは考えたんだけど、クロスしてやることは必要ないから、個別の対応、検証だけという流れで、全般的な部分の体裁については、最終的には連携の部分だけ残るというか、そんな形で持っていけたらなと思っているんです。実際、それぞれの対応をしたときに、①区域のことを考えなければいけなかったかという、恐らく個別の許可だとかいう対応の中では、許可基準の中でそこを考慮するところは多分ないと思うものですから、やっぱり申請された事案について個別に対応していかざるを得ない、対応するというのが多分、法令上の手続としては、どうしてもそうなると思うものですから、その辺りをはっきりさせられたらなどのイメージはあります。

○内藤総務局長

逆に言ったら、そうしなければ止められていたかもしれないということになるかな。

○清水総務局参事

そうしなければ。

○内藤総務局長

だから、個別に対応じゃなくて、①と④が全部関係しているんだというふうにちゃんと考えて、④についてもしっかり審査をしていけば、そこで例えば許可を出せなかったとか。

○清水総務局参事

今ある例えば④区域だと、都市計画法だとすると、都市計画法の開発行為の許可をするときに、①区域で行われている盛土の関係が審査基準の中に入ってくるかどうかとは思いますが、ただ、流域も違うことを考えると、そこは多分審査の対象にはならないのではないかなというふうに。

○内藤総務局長

しかも、盛土が始まったのは①よりも先だもんね。

○清水総務局参事

そうですね。⑤区域に至っては、もう盛土の前に終わっているんですよね。

○内藤総務局長

14年ですか。⑥というのは。

○清水総務局参事

⑥というのは、廃棄物が持ち込まれたという。

○内藤総務局長

⑥というのは、何か開発しようとしたんですかね。

○清水総務局参事

⑥は、もともとは何かするつもりで持っていたんですよね。

○望月盛土対策課長

市が開発する計画だったよね。

○福田土地対策課長

そうでしたっけ。

○望月盛土対策課長

絵もちゃんとあったよ。市のまちづくり計画でしたっけ。それも申請はしていた。

○清水総務局参事

行政対応のやり取りの中で出てくる[REDACTED]から提示された8ヘクタールとか13ヘクタールと何か開発計画みたいなのが、たしか出てきたと思うんですけど、その中に⑥も入っていたイメージですかね。

○望月盛土対策課長

その太陽光のところもそうですよね。一緒くたに含めて、いっぱいまちづくり計画があったのでね。

○内藤総務局長

地域計画が何だったのかというと、あれは別に、あそこに何かつくるというよりも、本当に残土処分場だったということですか。

○清水総務局参事

本当は多分、宅地造成か何かしたかったんですよね。ただ、逢初川が断面が足りないという排水的に問題があって、やるためには河川改修とかしなきゃいけないからやめたという感じなんですよね。

○福田土地対策課長

彼らのやり方は大体いつもそうですよね。残土を積み重ねて、結局宅造してしまうとい

うやり方だけど、あそこがそうだったのかどうか分からないですよ。

○内藤総務局長

もともとの構想みたいなものは、それは分かってないんですか。

○福田土地対策課長

あったかもしれない。

○内藤総務局長

でも、それは、判明はしてないですか。あくまでもあそこに盛土をしたいという。

○福田土地対策課長

どうなんでしょう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

絵はありましたよね。①と⑥、何か見た覚えがある。そんなにたくさん区割りがあったわけじゃないけど。

○内藤総務局長

今は全部、■■■■の土地なんですよ、1、4、5、6。■■■■のときは全部■■■■だったの。

○清水総務局参事

■■■■は段階を踏んで取得していた。

○福田土地対策課長

■■■■の前に■■■■が持っていました。

○内藤総務局長

でも、■■■■は■■■■ですよ。

○福田土地対策課長

まあ、実質そうですね。

○内藤総務局長

■■■■じゃない人が持っていたという、もっと前ですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

■■■■の時代か。



○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それで、④区域のC、Eとかにも、いずれは線が入ってくるということですよ。

○清水総務局参事

いつ終わったか分からないので入れられてないというだけです。そこは確認してください。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、P部というのは特にないんだよね。

○清水総務局参事

P部はないですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

考察のところ(P)と書いてある、このPはどういう意味。

○清水総務局参事

このPはペンディングのPです。すみません、紛らわしくて。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それと、細かい話ですけど、これ、読んでいくと、後ろのほうで、9ページのところにB社というのが1回出てくるんですけど、B社がないなど。

○内藤総務局長

A社とかC、Dはある。B社というのがない。でも、本文にはB社という人が出てくるんですか。

○清水総務局参事

これは、盛土の関係のものは、基本的には行政対応検証委員会の報告書をコピーしてきているものですから、その中に……。

○内藤総務局長

だから、盛土にしか登場していない人がいるということか。

○清水総務局参事

なるほど。こちらの略称を取っている人の中にいる。

○内藤総務局長

Bはいない。

○福田土地対策課長

どうしても飛びますよね。

○片山廃棄物リサイクル課長

Bって盛土造成実行行為者じゃなかったですか。一番最初の行政対応のいいんだよね。一番最初に登場する。

○清水総務局参事

ええ。

○内藤総務局長

多分①関係の人だよ。B社のQ氏というところに。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

Bは■■■■です。

○内藤総務局長

Bは■■■■ですか。■■■■はE社になっているよ、こちらだと。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

E社は同じ会社です。

○内藤総務局長

EとBが一緒だということですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

BイコールEになっている。

○福田土地対策課長

B社は何か■■■■という名前になっているけど。

○内藤総務局長

■■■■イコール■■■■ですか。

○紅林廃棄物リサイクル課長代理

■■■■は会社を使い分けている。

○内藤総務局長

じゃ、Q氏というのは■■■■のことだ。

○清水総務局参事

ちょっと確認して。最終的に置き換えなければいけないものですから。

○福田土地対策課長

Qは会社だけだな。Qは■■■■ですよ。

○清水総務局参事

Q社は■■■■ですよ。

○内藤総務局長

Q社というのは■■■■。でも、Q氏という人がいる。8ページのところに、「市とA社、B社(Q氏)が①区域の盛土の関係で」。

○福田土地対策課長

私が送った一覧表のとおりですよ、恐らく。

○清水総務局参事

匿名に置き換えるときに間違えていたか。

○内藤総務局長

それは、そうだね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

次、行きます。表現が、同じ表現に統一したほうがいいかなと思ったのは、源頭部北側区域(④区域)という表現とか北側区域(無許可)とか、あと、北側無許可開発とかという北側の関係。北側という表現の仕方が3種類あるんですけど、これって全部同じことを言っているわけでは……。

○清水総務局参事

いや、無許可は④ではないものですから、④と無許可を区別したいなというのが。今まで最初は、④区域はイコール無許可区域だと思っていたんですけど、確認していくと無許可区域というのは違うということが分かったものですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

5ページ目のところの2003年2月21日ですけど、北側無許可開発とあってあるじゃないですか。これは北側区域(無許可)と一緒にということですか。

○清水総務局参事

そうですね。表現の統一は確かにしなくてはいけないので、横並びで見て。

○内藤総務局長

源頭部とかは入れなくていいの。

○清水総務局参事

どこかで略称を取って。全部に源頭部を入れると、えらく面倒になってしまうものですから、一番最初に略称を取って。④⑤⑥区域とかも、どこかで⑥区域と略称を取って、④とか⑤区域というような呼び方でいけるように。

○内藤総務局長

源頭部北側区域(以下④区域という)とか、そういう感じで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと、5ページ以降の事実関係は、もう1回整備が終わっているということでもいいんですよね。

○清水総務局参事

そうですね、それぞれで整理して下さったものの中から、主立っているところを引っこ抜いてきてコピー&ペーストで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

改めて読むと何回かなというところが結構あって。では、もうそれは終わってるということでもいいですね。

それであと、後ろのほうに行って、改めてこれ、2011年度以降が事実がなくなっちゃうんだなというのは、それだけないですよ、多分ね。14ページ目までが事実関係の整理だと思うんですけど、こことかに提言とか検討とか確認というのは結構述べられているんですけど、それを受けての結果というか回答みたいなものはないんだよね。提言というか、いろいろ何かこうしたほうがいいんじゃないかとか、こういうのを検討していこうとかというようなのが、それぞれの日付ごとにいろいろ書いてくれてあるんですけど。

○清水総務局参事

事実関係のところですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そう、事実関係。例えば11ページ目の6番、市から県に、1ヘクタールを超えているのではないかとの問題意識を提起という提起とか、そういう提起があるじゃないですか。それについて、では、どうだったのとかいう回答は特にならぬ。

○清水総務局参事

一応、①区域を含めた、これは主立ったところだけ引っこ抜いているもので、全体をクロスさせたものについては参考資料に入れようと思っていて、事実関係だけで37ページにもなるものですから、本体のほうに入れるのは厳しく、引っこ抜いたんですけど、確かに、やり取りの中でこうしようと言っている中で、それに対する対応が、抜け落ちている部分が出てきてしまうところはありませんか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

例えば12ページのところとかでも、2011年3月4日のところに、残土処理場の現地調査を実施する。調査結果と書いてあって、違うな。ここじゃないな。開発面積について調査しようねと言っているけど、結局はそのままになっているとか、何かそういうような記述がどこかにあったんだよな。いいです。いろいろ提言をしてくれているんだけど、それを受けての対応がないなというのが。

○清水総務局参事

場合によっては、事実関係としては持ってこないけど、括弧書きか何かで「こうなった」みたいに、補記するとか何かそういう形でもあったほうが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

すごいことになってしまうかなと思うんです、それをやり出すとね。

だから、ほかの個別法のほうに行けばそこら辺の答えが載っていますよという言い方もいいと思うんです。ただこれだけ読んでしまうと、あれ、これどうなったのかなとかというふうに追っていけないなというのは思ったということ。

あと、Pと書いているところなんですけど、考察、ペンディングのPのところなんですけど、さっき大川井さんからもお話があった15ページのところなんですけど、あそこって④区域の開発した土砂を①区域とか⑥区域のほうに、P部のほうに持っていつているんじゃないかなかったです。CとかEとか、例が分からないけど、とにかくあそこら辺の開発をしたときに、どこに土を持ってきていませんでした。残土処理じゃないけど。

○清水総務局参事

盛りこぼしているというのは例の XXXXXXXXXX の写真とかで見ると、源頭部のほうに盛りこぼしているんじゃないかというのは見たことがある。ただ、公文書上で見たかということであれなんですけど。あと、⑥のほうはちょっと分からない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

⑥というか、言い方は悪いけど、逢初川のほうに盛りこぼしていたというか残土処理していた。

○清水総務局参事

そこはそう。■■■■が特別委員会にいらした写真と資料の中には、何かそういうことをおっしゃっていたような気もするんですが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

しかも、さっきの同じ話になっちゃうかもしれないけど、行政対応的にはオーケーかもしれないけど、実際にそれをやった行為は、全然そういう設計図とか計画とは違うようなことをやっていたということに対しての話とはまた。

○清水総務局参事

開発行為の許可などは、発生した残土の処分先というのをちゃんと書くんですけど。

○望月盛土対策課長

計画書、具体的に書かないんですよ。

○清水総務局参事

許可するとき、その開発に伴って発生する残土の処分先とかというのは、特にそこは申請内容には含まれないという感じ。

○福田土地対策課長

ないですね。特に土量がどうのこうのとか、そういう記載する欄もないし。今になってみればそうなんだけど。

○望月盛土対策課長

森林法もそうでしたっけ。

○大川井森林保全課長

森林法は、開発計画が10年とか長期にわたる場合は書かないことがある。それを書いたとしても、残土処分場っていろんな人が持ってくるので、計画してもどこかで埋まってしまうかもしれないですよ。なので、書かせないこともあるんですが、一応、森林法上はどこに持って行くのかというのを書くことにはなっている。函南は、メガソーラーのときは、あれは結構長期にわたる計画だったので、当面、場内処理だったものですから、一部搬出先を書かせて、あとは走りながらという感じの許可だったんです。

○清水総務局参事

そうすると、やはり考察の中で、それぞれの区域については、法令上は個別の対応というのはそれはそれでそうなんだけど、一方でというような感じで入れたほうが。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういう感じがするんですけど、行政手続的には問題ない。だけど、実際は何かちよつと。だから、実際違うということは、完成検査じゃないけど、そのときにどういうチェックをしていたんだというところになってしまふのかもしれないな。だから、再発防止策の1つとして今言ったような、そういう例えば残土の運搬先についても書かせるとか、そういうようなことは何かあるのかもしれないですね。この文章だけ見ると、行政手続が問題ないような内容になっていたものでね。

#### ○清水総務局参事

イメージとしては、それぞれの法令ごとの行政手続をするときに、①区域の関係だったり、それとも、あとは例えば④の関係だったら、①との関係だったり⑤と⑥の関係だったりというところを、行政手続をしていく中で考慮することが法令上求められるかどうかという、そうじゃないよねというような形なのかな。あくまでも法令上の手続の話ですけども。なので、法令で見たときにそういう形になるのかなというところと、ただ、それだけじゃなくてということですよ、今おっしゃっているのは。そこはそう、確かに。なかなか難しいなど。

#### ○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

あと最後に、考察のところ、17から18もそうですけど、出先事務所についての記載は書いてあるんですけど、本庁各課の横断的な考察というのがないなどと思って。出先は確かに書いてくれてあるんだけど、本庁はどうだったのという。

最後、そういうのも受けて再発防止策についてなんですけど、自分、前から言っているんだけど、やっぱり他部局にわたるような案件については、それを何か統轄することで対応していくとか、そういう他部局にわたったときの体制づくりという、そこをちゃんとしっかりつくらないと、人ごとになっていってしまうんじゃないかなと思ってね。誰か、他部局にわたる場合は、管理会社を、管理の所管課をしっかりと決めて、そこが執行管理じゃないけど、含めて対応していくやり方もあるかもしれないですけど、とにかくそういうときの、ポテンヒットのときにどう対応するかというところを。みんな、こうやってやっちゃうからさ。そういうのがここに書き込めるといいなどと思って、最後に。

#### ○清水総務局参事

例えば3部が関係するような事案があったとして、イメージとしては4部目が出てきて、4部目が統括するとかという、そういうイメージですか。それか、その3部の中で話し合っけて体制を決める。なかなか4部目というのは厳しいなど。

#### ○内藤総務局長

3部の上に立つ人がやってくれないと駄目だよ、副知事だとか。そういうことがあったときはそういう体制をつくって事に当たっていくとか、それぐらいを書くぐらいかな。別に今、何も起きてないのに何かつくる必要ないんですけど、何かそういうことが起きたときには。

○清水総務局参事

例えば、副知事をトップにするかは別として、副知事がいきなりやれというわけでもないから、副知事と調整をする人たちがいないと。

○内藤総務局長

よくあるじゃないですか。幹事会みたいなのがあって、会議があって、その会議のトップが副知事でみたいな。

○清水総務局参事

それはいいんですけど、副知事とつながる人を3部の中から出すのか、それともそこに、さらに上に4部目が来るのかというイメージがあったもので。4部目はないですよ。

○内藤総務局長

それこそ、この前の盛土対策会議の、ああいうのとかもそうですけど、ああいうことですよね。

○清水総務局参事

例えば盛土における盛土対策会議のような体制を整えるように。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ポテンヒットをどう対応していくかというところなんです。みんな、じいっとにらんでいるばかりで、取りに行かないもんで。

○清水総務局参事

そうすると、3部でそれをやると言ったときに、見ないで、みんな流血するぐらいの勢いで突っ込むみたいな、そういう形にしなきゃいけない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だって、誰がつかむかというところを、みんなつかみたくないもんで、ポテンするじゃん。

○清水総務局参事

そこをポテンさせないため。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ポテンと落ちたときに、じゃ、これをどうやってみんなに対応していくかというところなんです。

○清水総務局参事

2番目はさせないということですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

なので、今言った3つ関係するのがあるんだっつらば、その3つがにらめっこをしているのを束ねるような人がいないと、事というのは進んでいかないんじゃないかな。

○清水総務局参事

束ねる人というのは3部の中から自然発生するのか。自然発生するわけないですけど、例えば3部の中で取決めをしておいて、3部には限らないんですけど、そういう案件が出てきたときには、それぞれの企画部門が出てきて、話し合って役割を決めましょうかとか、そういうイメージですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それとも、どこが担当するかはこっちに決めてもらうとかね。

○清水総務局参事

決めてもらうにしても、決めてくださいと言うわけにいかないから。

○内藤総務局長

最終的には、そうしないと結局決まらなかつたりするんじゃないですかね。3人集まって、いろいろ何が一番いいのかという議論はするんですけど、最終的にはやっぱり上に立つ人が「それはあなたがやりなさい」と言ってくれないと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「あなたに全権を委任するから」とか副知事に言ってもらいたいんだよね。そうしないと、あとの2部の衆が何もついてこないですよ。

○清水総務局参事

「今こういう形で考えています」と上げていって、「じゃ、それでやって」というのか、それとも、いきなり上から「おまえ」というふうにやるのはどうなのか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

任命された方にそれなりの権利、権限じゃないけど、ある程度ないと動かないと思うんだよね。

○清水総務局参事

数年前までの体制だったら、そういうことが。こちらから、事務方が右往左往しているときに「こうだ」というパターンはあったかなとは思いますが、今はない気がするの。

そうすると、その状態で、いきなり上から「あなた」と言われることはない気がしますけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

だから、その辺をオール県庁としてどうするのというところを何か決めといたほうがいいんじゃないかな。

○清水総務局参事

書き方が難しいので、決めるといったら。トップに決めてもらうようにするには当然書けないじゃないですか。そうすると、通常イメージすると、関係するところが話し合って体制を決めるというのが本来あるべき姿のような気がするんですけど、それだともみ合いしちゃうもので、誰かがという話になると。4部目がというか、その3者とはまた別の誰かがやるというものを考えるというイメージになってしまいますけど、それでいいのかなという気がしないでもない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

経営管理部ですか。

○清水総務局参事

いや、そこはよく分からないですけど。それって組織文化が関わっているのかなという気がしたんです。

○望月盛土対策課長

それはよく■■■■■が言う職員の風土とかいうのがありますよね。県と違って国というのは、あるところが手を挙げて、自ら「やります」と言うんですって。そこで権限がそこへ行行って、その人が逆に名を指せるというか、そういう風土があるみたいですね。今回、盛土規制法を立ち上げるときに、誰がやるのと。市民とか農地とかいろいろかかってきたんだけど、結果、都市計画が手を挙げたんだけど、それはその人が将来のことを考えて手を挙げたんでしょうけど、そういう文化があるんですって。というのは■■■■■がおっしゃっていました。

だけど、県の場合はそれが無いものでね。やっぱりこうなっちゃうのかなと。やっぱり権限を付与してあげて、その人に全ての権限が及ぶようにしてあげればいいんだけど、そういうふうに体制上できないんだよね。それを何とかできれば違うんじゃないかな。例えばとにかく部長級を充てるとかね。

○清水総務局参事

それはなかなか難しいですね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

難しいけど、それをやらないとまた同じことが起きるんじゃないかなと思うんだよね。み

んな、にらめっこになって。

○望月盛土対策課長

例えば盛土だけで言うと、今は他部局に分かれているから、取りあえずでも交通基盤部に全部持ってきちゃえば、交通基盤部長がやる、采配を振るうということが出来るよね。それが実際にどうなるのか分からないけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そこは私、結構目玉になるんじゃないかなと思ってます。今回では、この報告書の中の一番の。

○清水総務局参事

「関係する部局が調整する」とは書けるとは思うんですけど。

○望月盛土対策課長

「盛土対策会議に誰が出る」と書けるけど、実際機能しないからね。権限が何もないままで、副知事が実際にトップでやっているんだけど、やっぱり、しょせんは普通の会議だからね。

○清水総務局参事

部局が関係する案件について、それを調整する機能を持ったところをつくりますみたいなことって、なかなかちょっと。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

浜松市の場合、市長がいて、副市長がいて、その下に統括監というのがいるんですよ。統括監というのが今、県から行っている人がやってくれているんだけど、その統括監は土木部とたしか都市住宅部というか、ああいう都市局系と、あと危機管理とかを束ねているんですよ。そういうのを横断的に、技術的などころっておかしいけど、それを統括しているんです。浜松市はいるんですよ。副市長の下にいますよ。

○清水総務局参事

戦略課みたいな。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そうです、戦略課。何かそういう人がいるといいな。

○望月盛土対策課長

新たな課を1つつくるの、技術の。副知事クラスで。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

技術かどうか分かりませんがね。何かそういう、あるといいな。というのが何か盛り込めるといいなと思います。もっと具体的に書けないようだったら……。

○清水総務局参事

ただ共有するだけではなくて、その事案の解決なりに向かって連携して取り組んでいくような取り組みが必要であるとか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういうような事案にはそういう方々が集まって。ただ、頭を決めてもらいたいんだよね。

○清水総務局参事

でも、その頭というのは、本来的には関係するところが話し合っただけで決めるのが筋だとは思っているので、そこにさらに横から出て行って、これについてはあなたがやりますというのを決める役割って必要ですかという気がしてしまうんですけど。

○内藤総務局長

横からというか、その中で、「これ、あなたがやってくれ」と決まるんだったらいいけど、決まらないでしょう、それだと。

○清水総務局参事

決まらないと言い切っているんですか。

○内藤総務局長

上の人が決めるしかない。

○清水総務局参事

なので、それは3部が上に上げていくしかないじゃないですか、3部というか関係する。上げていくしかないと思いますけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

3部の部長さん同士で決めてもらうとか。

○清水総務局参事

昔やっていたもので、部長で話し合っても決まらなくてというのがあった気がするんです。最終的に上まで上げて、そこで。原発の再稼働の県民投票か何かの関係のときに、危機管理と経営管理がああだこうだやって、最終的に上まで上がって決まったということがあったような気がするんです、自分がいたときですけど。ただ、それを仕組み化する

というのはなかなか難しいなと思ってですね。

○片山廃棄物リサイクル課長

処理困難支援チームってどうなっていたんですって。

○清水総務局参事

あれは、法律的に困ったと言ってきたときに相談をしていくというような。

○片山廃棄物リサイクル課長

それだけ。そういうチーム。

○内藤総務局長

今のは何か書けないか検討していただいて。

○望月盛土対策課長

今の弁護士というか支援チームの話が出たんだけど、この前も杉本さんがもっと気軽に相談できるような体制が必要だという話があったじゃないですか。確かに今、法務課が忙しいので、気軽に相談しにくいんですよ。例えばそこで、浜松市は弁護士を雇っているというのがあるんだけど、そういうのができればね。今、自治体弁護士、そういうのって結構いろんなところで要請しているというか雇っているみたいだけどね。そういうのを本当はたくさん、1人か2人ぐらいは雇ったほうがいいんじゃないかなと思うんだけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

メンタルでちょっと相談したい場合は、月2回、専門員とかが来てヒアリングしてくれる日を設けてやっているじゃないですか。それ以外でも、東中西でそういう相談する外部の機関が設けてあって、そこに自分で連絡してヒアリングを受けることができるような体制はできているというのがあるんだよね。だから、メンタル含めて、月に何回か自由に相談できる、今の望月さんじゃないけど、この日というのを前もって決めておけば、そこに誰でも自由に行って話ができるとか、そこにぶつけていくとか。顧問弁護士に。

○清水総務局参事

無料相談デーじゃないですけど、この日はここに詰めているもので、来てねという。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

ただし、1回相談 15 分までとか 30 分までとか。

○清水総務局参事

いつも通常やっている法律相談じゃなくて、気軽に。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
そういうのがあるといいよね。

○内藤総務局長  
今も法律相談ってある程度日は決まっていて、エントリーすれば行けるような感じになっているじゃないですか、たしか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
その前に法務課のヒアリングがある。法務課とヒアリングして、ちゃんとペーパーを作って。結構作ったりとか、準備するのに時間がかかっている。

○清水総務局参事  
それも、もうちょっと気軽にできるようなイメージで。

○望月盛土対策課長  
今、県民生活課、そこは常時相談する時間というか枠を取っているみたい。

○清水総務局参事  
消費者相談みたいな感じですか。

○望月盛土対策課長  
そうそう。というところもあるし、出先は、弁護士が1人常駐しているところもある。

○内藤総務局長  
その他、何かありますでしょうか。

○大川井森林保全課長  
17 ページの(2)の考察の3ポツ目の一番下の括弧書きのところなんですが、「林地開発許可違反の早期認知」ということが書いてあって、その2行前の後半、「2009年10月の濁りと同様に関係機関間で情報共有等がされていけば、盛土行為の早い時期において業者を牽制」、そこで括弧で「し得る余地もあったと考える」なんですが、そこに林地開発許可違反の早期認知というのがあって、2009年のときというのが、源頭部のところが、森林法の是正が2007年から2008年で。

○清水総務局参事  
2007年4月の濁りが情報共有されていなかったのもっと早くされていけば。この林地開発許可違反の認知は2007年5月にしているのも、1か月しか変わらないんですけど、2007年4月の濁りが関係者で情報共有されていけば……。

○大川井森林保全課長

1か月でも早く。

○清水総務局参事

そういう意味です。ごめんなさい、分かりにくいですね。

○大川井森林保全課長

文章が途中で、上3行目の真ん中で切れるものですから、読み取りづらいかないかと思いましたが、でも、意味は分かりました。

それと、18 ページのさつき杉本さんが言った5番の考察を踏まえた再発防止に向けた対策のところなんですけど、やっぱり僕も同じで、出先のことしか書いてないかと思ったのが1つで、ここは盛土対策会議の本会のことは書きづらいという形ですか。そうでもないですか。書いてもいいんでしょうか。熱海後、始めた話ですよ。

それから、去年の産業委員会でもそうですし、ほかの委員会でもちょっと話が出たかもしれないんですが、他法令に関する知識というか、その関係性がよく分からないんじゃないかという話があって、他部局であっても他法令の研修みたいなものを行ったほうがいいんじゃないかという話があって、今年度、望月課長と話したりして、年度の初めでしたか、すごい短い時間ですけど、他法令、こんな概要でやっていますというのを、4月ですよ。そういう研修なんかもやったりしたので、そういうのも書いてもいいのかなと少し思いました。

○内藤総務局長

それはどこが主催でやられたんですか。

○大川井森林保全課長

盛土対策課で。

○内藤総務局長

そういういろんな部局を集めてということですか。

○望月盛土対策課長

森副知事に、座長になっているから来ていただいて、そこで挨拶していただいて、関係する部局長、部長を集めて。あと、兼務職員がいるので、そこを全部集めてですね。

○清水総務局参事

結構な人数ですよ。

○望月盛土対策課長

150人ぐらいかな。

○清水総務局参事

その2つはあったほうがいいですね。既にやられている取り組みということですよ。

○大川井森林保全課長

そうすれば、例えば違反現場なんか見に行ったときも、もしかすると、あの法令も関係するかもしれないとか。

○清水総務局参事

ありがとうございます。

○内藤総務局長

そのほか、よろしいでしょうか。これまたちょっと検討をお願いします。  
ここで1回休憩にします。

( 休 憩 )

○内藤総務局長

それでは、休憩前に引き続いて、次は砂防法の4回目ということで、杉本参事のほうから、変わったところを中心に御説明をお願いします。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

それでは、赤字の分が今の修正箇所になりますので、そこを中心に話をします。

まず、1ページ目なんですが、表現の修正で、追加指定していないというところの表現を、「追加しなかった」という表現から「していない」ということに表現を変えたということ。それと、位置図を今回新たに追加させていただいた。

続いて6ページ目になります。聞き取り結果の記載形式、様式といいますか、その辺を清水さんから示されたような内容で、仕様について修正させていただいています。中身は変わっていません。

7ページ目に行きますが、これは土地改変行為という言葉があるんですけども、ほかの文章に地形改変というような表現もあったので、全て土地改変という言葉に統一させていただきました。

次に8ページ目です。これは表現を修正したものです。

9ページ目の堰堤のところの横断面図になりますが、「砂防堰堤背面の横断面図」というような表記を「上流側の横断面図」という形で文言を修正しております。

10ページ目です。これは聞き取り調査の内容について、別項目出しという形にしたので、記載場所について、新たに(2)という形で設けて内容を記載しております。

次に14ページになりますが、(2)の考察のところなんですけれども、ここについては、

清水さんから記載内容についての御提案があったので、それを基に赤字の部分については修正しております。あと、米印の2の表のところなんですけれども、ここについては法令の所管を入れております。

続いて16ページについても、これは2ポツ目から4ポツ目について、あと5ポツ目を含めてですが、清水さんからの提案にあったものを参考にとりか、それを基にしておりますが、17ページ目の3つ目のポツ、「しかしながら」のところなんですけれども、頂いた内容だと、ハンドブックのQAの内容の分を引用しているところがありまして、「しかしながら、砂防指定地の追加指定については、既に行われている土地改変行為に対する即効的な効果は小さいものの」、その次に、QAのところの文章として、「相当期間経過しても当該追加指定に基づく指導に従わない場合には、工事命令等も可能とされている。このことを踏まえると長期的には法的な強制力を持つ対応も可能であることから」というところを、ここは今回あえて付け加えるのをやめさせていただきました。

この理由としては、やはりこのQAに基づく全国的な事例とかもないということもありますので、ここまで書き込んでしまうのは難しいと自分は判断して、一番言いたいことは、そこを抜かしても、結局はその後ろの「伊豆山港の濁りの原因が逢初川上流部の土地改変行為にあることを認識した段階において、逢初川上流部について砂防指定地への追加指定を検討する余地もあつたのではないかと考える」というところの結論的なことは変わってないので、ハンドブックのQAを引用している箇所は省かせていただきました。

あとは、その下のポツについては、所管法令について前回記載がなかったので、森林法と土採取等規制条例を追記しております。

18ページ目になりますが、これも清水さんからの提案の分を受けての修正になります。ただ、1ポツ目の最後の文章のところ「監視員の役割を見直す余地」というような表現だったんですが、「役割を見直す」というよりも、どちらかというと「監視内容を改善する」ほうが、より適切かなと。監視員の役割は変わってないので、あくまでも監視する内容についてというところに表現を変えさせていただきました。

19ページ目に行きますが、この辺は語尾をちょっと変えて、表現の修正という形でやらせてもらっています。

あと、19ページ目の一番下のところの再発防止策の内容のものになってくるんですけど、前回の中で、河川砂防管理課で砂防指定地監視員について今いろいろ見直しをしているので、その内容を取り入れて、この文章の中にも表現として記載していくこともお伝えしたんですけども、まだその辺の作業が具体的な内容のところまでは届いていないみたいですので、今回その内容については、記載は見送らせていただきました。

私からは以上となります。

○内藤総務局長

ありがとうございました。

それでは御意見、御質問等ありましたらお願いします。

○清水総務局参事

細かい表現とか横並びで見たときの体裁とかというのは全体の中でまた修正させていただけたらと思っているんですけども、それ以外で4点ほど。

1点目は、1ページの1番の1ポツ目と2ポツ目のところなのですが、今、最終的に改めて読んでみて、「検証の対象区域(逢初川上流部の土地改変行為:①区域)に対し」となっているんですけど、①区域、この委員会の検証対象区域ではないかなと思ってですね。ですから、逢初川流域におけるとか、そういう形のほうがいいかなと。①区域をこの庁内検証委員会で検証しているかという、廃棄物処理法の関係では若干見ている部分はありますけれども、その他の法令で見たときには、ここそのものを検証はしていないかなというところで、そこは直したほうがいいかなと思ったものですから。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

対象区域という対象ではなくて。

○清水総務局参事

あくまでも逢初川流域における本法に基づく砂防指定地があるか。「検証対象の区域は含まれていない」となっているんですけど、「逢初川源頭部(①区域は含まれていない)」とか、そんな形のほうがいいかなと思ってですね。

それと、図のほうのキャプションで入れていただいている「再検証の対象」、ここも「逢初川流域における砂防指定地の位置」でもいいかなと思ってですね。

次が、14 ページの論点の(3)の判明した事実関係の1ポツ目のところで、締めが「上流部の土地改変行為の状況やその後の対応の詳細を確認することができなかった」となっているんですけども、上流部の土地改変行為の状況の詳細は確認できなかったんですけど、その後の対応の詳細を確認できなかったと読むと、何らかの対応はしていたんだけど、詳しいことは分からなかった、というようなことになるのかなと思うんですが、それで、対応したかどうかは分からなかったというのが正確なところかなと何となく思っていて、それを踏まえると表現として正しい表現になっているのかを確認したほうがいいかなと思ってですね。

14 ページの論点の(3)の一番下です。たしか、濁りについては、確認したのは当然覚えているんですけど、それを踏まえて2009年10月の濁りのときのように何か対応したかどうかという、そこは対応したかどうか分からなかったような認識を自分としては持っていて、そうすると、「対応の詳細を確認できなかった」とすると、何か対応していたみたいなニュアンスが出てしまうかなと思って、そこは表現として適切かどうかというところが分からないなと思って。そこの自分の認識が違っているのかもしれないので、何か対策していたんだけど、具体的には分からなかった、ちょっとこの際確認できたらという部分で。

あと次が、これは表現だけの話になってしまう部分があるんですけど、15 ページの上から3ポツ目。15 ページの上から1ポツ目と2ポツ目は、聞き取り調査をして、こういうことを確認したよという表現になっていて、3ポツ目も聞き取った内容でよかったんですよね。

3ポツ目を聞き取った内容だとしたら、同じように「考えていなかったことを確認した」とか、そういったほうが、上の2ポツと見たときにそろりかなと思っただけなんですけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これは[REDACTED]が言っていましたよね、この内容は。

○清水総務局参事

これ、聞き取りで確認したということでもいいんですよね。なので、上の2ポツと同じように、何とかのことを確認したみたいな形で締めたほうがいいかなと思っています。

○内藤総務局長

「考えていなかったことを確認した」という表現ということですね。

○清水総務局参事

ええ。

あと最後 17 ページで、先ほど、この表現は入れなかったと御説明してくださった3ポツ目のところなんですけど、何か欲しいかなと思って。追加指定を検討する余地もあったのではないかと考える理由みたいなものがあつたほうが、すつと入ってくるかなと思ってですね。例えばなんですけれども、不適切な土地改変行為に対して砂防施設の管理者として積極的に関与していくためにとか、何で余地があるかと考えるのかというところの後ろ盾というか、1ワードがあつたほうが、何で余地があるかと考えるのかということがより理解しやすいかなと思つたものですから、何か適切な言葉があれば、入れたほうがいいかなと思つたので。

以上です。

○内藤総務局長

最後のところはどうか、杉本さん。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

そういう内容のものであれば、問題ないと思います。

○清水総務局参事

確かにおっしゃられたように、ここは可能であろうみたいな、必ずできるとは書いていないので、そういう意味でいくと、これは、そのまま引用するというのは、言い切るのは難しいかなというのはそのとおりだと思うので。

○内藤総務局長

そのほか何かありますでしょうか。

再発防止対策のところ、砂防指定地管理条例、罰則強化みたいなことというのは、こ

れはいつから。まだこれからなんですか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

一応この前、条例は通したよね。なので、3月。

○清水総務局参事

施行は4月1日ですか。

○内藤総務局長

これって、もうちょっと書いてもいいかなという感じなんですけど。罰則を、どうだったのがどうなるよみたいなこと。非常に分かりやすいと思うので。強化の内容というか。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

「さらに」のところですよ。

○内藤総務局長

そうですね。「さらに、強化等の改正を行う」といって改正前、改正後の表を入れてもらうとかですね。簡単な表でいいと思いますけど。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

4月1日施行と書いてありますね。

○内藤総務局長

最後に「(令和6年4月1日施行)」とか書いたのと、さっきの改正の内容確認と2点、入れていただきたい。

ほか、何かありますでしょうか。よろしいですかね。

砂防法を行った後で、またその横並びの関係とか、それも見させていただいて、やりますので。

それでは次、都市計画法の5回目、福田課長から説明をお願いします。

○福田土地対策課長

すいません、いつも来るのが直前なものですから、皆さんのところにデータが届いたのが、お昼過ぎに清水さんからデータが行っているかと思います。そちらがカラーになっているので、そちらで見てもらったほうが分かりやすいかなと思いますが、赤字箇所が修正箇所になっております。

まず、一番最初のところに区域図を持ってきたんですが、前は区域図がもっと下にあっただんですが、前回、清水さんからC工区という切り口を入れたほうが良いということで、図の中にも④区域、⑤区域というのをまず入れるという話と、それとあとC工区を全体的に入れるという話になりまして、こんな形に図がなっています。今、黄色の点線で囲って

あるところが④区域。その中の実線になっているところがC工区。前はここのC工区だけだったんですが、この黄色の点線の④区域が加わって、それから右側のほう、青い実線で囲んでありますが、ここ、もともとA・B工区としか書いてなかったんですが、そのところに⑤区域というものを。A・B工区イコール⑤区域なものですから。という形で今、入れてあります。

それから注釈なんですけど、ここには特に書いてないんですけど、C工区の実際の、今、実線で囲ってあるC工区なんですけど、一番最初の■■■■は、当初許可申請のときのC工区の線と、それと平成18年10月の変更許可で、E工区、D工区も加わっているんですけど、その段階で実はC工区の線、もうちょっと小さくなっていて減っています。今ここに入っているC工区の線というのは、最初の17年度に土木で受け付けて18年度の当初に熱海市が許可した、そのときのC工区の線がここに入っています。若干の変更なので、線としては恐らくそれほど変更はないんですけど、そういう注釈がついていることを御承知ください。

あと、時系列が分かったほうがという話があったものですから、下のところに表が書いてありまして、⑤区域A・B工区、■■■■、■■■■として、あと開発許可、地位承継、完了検査ですね。それから無許可開発のところは、一番最初の取っかかりが現地調査だったものですから、2003年2月6日の現地調査を入れて、措置命令の解除までが入っています。C工区については、■■■■の土木での申請受付、それから市の開発許可、ここまでが入ってありまして、■■■■、■■■■、■■■■というメンバーが分かるように、こういった時系列の表を入れてあります。

それから次、行きます。先ほど申し上げましたとおりで、今度C工区ということの切り口に入れることにしたものですから、もともと開発事業者のところは■■■■しか入ってなかったんですけど、下のところにもポチを付け加えまして、④区域の一部の開発行為の許可申請を行った事業者として■■■■の名前を入れてあります。前回ここは入っていませんでした。それに対応して、(イ)の土地改変行為の内容に、どうしようかなと思ったんですけど、特にこちらのほうは土地改変行為にまでまだ及んでいなかったもので、実はいじってません。そのままの状況になっています。ですので、(イ)から後、3、4、5にかけては特に変更はしてない状況です。C工区が入ったことによって変わったのというのが、Aの開発事業者のところ■■■■の名前が入っただけです。

次に行きまして、6ページまで飛んでいただいて、これは公文書の関係のところになりますが、下に「当該土地改変行為に係る公文書の原本の所在」という丸のところがありますが、そのところの中で、清水さんから前回言われたこととして、もともと保存年限なんかをどうしていたかということで、熱海土木の取決めがあるだろうから、その熱海土木の取決めをここに書いたほうがという話だったんですけど、実はあれは、公文書の名前を忘れてしまったのですが、分類基準表とかそんな名前の文書だったと思うんですけど、それを見ると、かなり熱海土木は長期にしています。今現在開発許可はあそこはやってないので、全く同じような関係の文書はもちろん出てこないんですけど、ほかの例えば建築住宅なんかの関係の文書はかなり長期になっていて、それを見ると、横並びで見たときに、長期だったんじゃないのというような、そんな印象も与えるようなところがあって、で

すので、今、開発許可を持っている土木事務所として袋井と島田と下田があるんですが、電話して聞いてみましたところ、開発許可関係の文書の保存年限というのが5年のところもあり10年のところもありという具合になっていました。

ですので、こんな書きぶりにしたんですが、「当時、当該文書の保存期間を、熱海土木がどのように設定していたかは不明であるが、現在、各土木事務所では、開発許可関係文書の保存期間を5年又は10年と設定していることから、長くとも10年であったと推定され、現在までに、文書管理規則に基づき、廃棄した可能性が高い」というような、そんな文言をここに加えています。ですので、前回清水さんが言ったのと違うやり方になっていますが、こんな形で追加の文章を加えています。

それからあと、聞き取り調査のところ飛びますが、10ページになります。事実関係を補足する職員への聞き取り調査結果のところですが、このところも前回、指摘としまして、もともと括弧で囲ってある、例えば一番上ですと「無許可開発への対応」、2番目であれば「                    に掲載された『20年前の土砂崩れ』の内容」で、この内容、書きぶりとその下のポチのところ整合しない。確かにそうだったものですから、丸として、今、赤字で入っているように細かく区切りまして、一番上ですと「無許可開発行為の把握の経緯」としてポチを3つほど並べてあって、それで「着手把握後の対応の内容」としてまた並べてあるという状況になっています。

あと、「                    に掲載された『20年前の土砂崩れ』の内容」のところ、囲ってあるところは飛ばすんですが、「2003年度の熱海土木在籍職員の中にD64文書の」という下りなんですが、このところは、もともとはポチが分かれていて、中部地域局の                    が現地の様子は覚えていたと。ただ、そのほかの職員って本当に文書の関係は全く知らなかったし、現地の状況というかD64文書に関わるような、そういう事実というのが誰も知らなかったというところがあって、それをポチを分けて書いてあったのですが、何となくそうやって書くと分かりにくいという話があったものですから、「2003年度の熱海土木在籍職員の中にD64文書の事実関係及び当該文書そのものに関して記憶している職員はいなかったが、現地について記憶している職員が1名おり、現地の様子に関し、土砂崩れや崩壊ではなく、雨水が流れた後との印象を持っていた」というふうに、つなげて書き直しました。

下のところは、「D64の」を加えてあるだけです。

それから、11ページに行ってくださいと赤字で加わっているところがあるんですが、前回、突然加わったくだりがあって、集水用の穴という新聞記事が出ていましたが、11月ですね。その新聞記事の内容がここに反映されてなかったので、聞き取り調査の内容をここに入れました。ですので、防災工事の承認・施工に関するところの中に「                    が、緊急防災措置として掘った穴は」というようなところを入れて、「2005年度の在籍職員によれば」、ここもその関係になります。こちらにつきましても、防災工事の承認・施行に関すること、それから                    との対話の状況というふうに、ここも細かく分けました。

「開発許可権限の移譲に伴う熱海市への引き継ぎ」のところは、公文書の引き継ぎに関すること。それから「                    の開発許可申請に対する審査」、「権限移譲後の支援の状況」というふうにここは細かく分けてあります。

それから、10 ページのところで新聞記事の関係のところを、前回からそういったくたかりを書き加えているんですが、そこの中で、新聞記事の内容を入れたほうがいいのかという話がありまして、こんな具合に入れたんですが、「乱開発で 20 年前土砂崩れ」のところ、記事からの抜粋としまして、著作権の関係があるものですから、入れ方、注意したほうがいいなと思ったので、なるべくそのままの文言で入れてあります。かぎ括弧で囲うのも原則かなという認識があったのでかぎ括弧で囲ってあるんですが、「逢初川源頭部左岸の土石流起点で 20 年前に乱開発が理由と見られる土砂崩れが発生していた」とか、その下もそうなんですが、新聞記事の文言をそのまま引っ張ってきております。ここはこんな具合でよかったのかなと思うんですが。

次に 14 ページ、同様に行ってください。集水用の穴のところなんですが、前回これも御指摘いただいているんですが、新聞記事のくたかりのところは別冊にするという話になっていたんですが、そのままここに置いてあります。また分けますが、無許可開発事業者による緊急防災措置工事への対応についてのところになりますが、ここも記事から幾つか抜粋しているんですが、「約 20 年前の無許可開発時、盛土崩落地のそばに雨水を地下に浸透させる集水用の穴が設置されていた」、「専門家は、分水嶺付近に穴を掘るなどの乱開発で逢初川源頭部は隣の流域から水が集まる場所になったとし、当時、源頭部で盛土を強く規制しなかった県の対応を問題視した」。新聞記事、なかなか引っ張ってきづらかったものですから、なるべく下の県のほうでの対応について書かれているところを引っ張ってきたつもりなんですが、ここでよかったかどうかというのがありますので、また御指摘いただきたいなと思います。

緊急防災措置工事への対応についてのところなんですが、前回、これも頂いた指摘の内容として、ここ、浸透枘というところをまた新聞記事の中で言われているので、浸透枘について言及したほうがいいのかという話もあったものですから、考察のところの 1 ポツ目になるんですが、書き方をちょっと変えまして、「深さ 1m 程度の素掘りの穴であり、浸透枘としての構造・機能を備えておらず、仮設沈砂池であったと考えられる」。ちょっと言い過ぎな部分もあるかもしれませんが、職員に聞いたところでは 1メートル程度の素掘りの穴であったと。浸透枘のようなそんな構造は全くなかったよという話だったので、その辺を書きまして、もともと写真なんかでも仮沈砂状況というような、実際にその写真と同一のものかどうか分からないんですが、書いてあったというのもありまして、仮設沈砂池であったと考えられるというふうにはここはまとめてあります。

それから、同様のところとしまして 16 ページのところ、ここは倒木を埋めたという箇所ですが、そこにつきましても、同様に記事からの抜粋を付け加えてありまして、「谷に倒木を埋めた可能性」の下に記事からの抜粋として、「大規模土石流の起点で、20 年前に無許可開発していた業者が大量の倒木を谷に埋めた疑いがある」。以下、ここに入れてあります。

それから、あとは一番最後になりますが、20 ページの一番下の段になります。こちらのところ、市町行財政の方針を入れたほうがという話が清水さんから前回ありまして、市町行財政に聞いてみたところ、事務の点検というのが終わって、それに関しては出ているんですけど、権限移譲推進方針はまだできてないそうなんです。まだ案段階ということ

で。ですので、それが分からなかったので、どうしようかなと思って書きぶりがこんな具合になっていまして、一番最後の1文になるんですけど、「県市町行財政課が作成する」、「作成した」にしたかったんですが、まだ作成はされてないので、『権限移譲推進方針』に基づく対応を行うほか、上記のとおり、相談窓口の開設や研修の充実による市町の円滑な事務執行への支援に取り組んでいく」というような、こんな書きぶりにしてあります。

○清水総務局参事

もうできているものだと思ってましたけど。

○福田土地対策課長

私も、思っていました。

○清水総務局参事

12月6日で設定していたものですから。

○福田土地対策課長

このような形でこちらは以上になります。

それから、もう1つのほうもそのまま行きますね。

これも前回突然現れたんですが、鳴沢川上流部の開発に係る事実関係の整備。これはまさに新聞関係になるものですから、一番最初のところに新聞関係、ここの新聞から引っ張ったというのを2列で入れてあります。これ、同じ日に専門家の言葉として入っていたところと、それと■■■■■が書いたくだりなんですけど、「崩落地そばに集水用穴」、「分水嶺開発で集水域拡大」、同じ新聞です。

すいません、さっき大事な説明をしてなかった。ちょっと後で。そちらは長くなるので。

こちらのところは、さっきの新聞記事関係の修正としまして、6ページ目になりますが、これ、どこにこの新聞記事の内容を入れようかなというのは、一番最初に入れるとかなり分かりにくくなってしまいますので、ここに入れたんですが、3番の当該土地改変行為に対する考察のところで、「鳴沢川上流部の川筋を埋める開発計画・工事への対応は適切であったか」の下に入れました。こちらにも引っ張ってくる文章もかなり選びにくくて、こんな具合にしてあるんですが、新聞記事からの抜粋としまして、「開発行為に伴う水の流入が盛り土崩落に影響を与えた可能性がある」、それからもう1つの専門家からの話の中では、「県が鳴沢川を埋める開発を認めたことが根本的な問題で、川筋が埋まり水の行き場がなくなった」という文言を引っ張ってきています。

こちらにつきましては、7ページに行っていたら、河川としての形状・機能について一番最後のポツになりますけど、これは資料がないというのを入れたほうがいいという話か。一番最後のポツで、「県保有公文書が存在するのは、2002年以降のものであり、2001年以前の⑤区域の土地利用状況や鳴沢川上流部の形状に関しては、公文書が存在しないため、状況は把握できない」という文言をここに加えました。

それから後ろのところは、事実関係と考察のところはかなり入り混じっていたものです

から、(2)の認定された事実関係の考察のところは大分整理をしまして、書きぶりも大分変えました。最初、「県では、■■■■の排水計画に対し、必要な審査・指導を行った結果、開発行為を許可しており、次のとおり、鳴沢川を埋める計画を認めた判断に問題はなかった」として、その次のとおりというところが「開発許可申請の時点において、鳴沢川は、⑤区域からその上流部にかけて、図面上は存在していたものの、河川としての形態は見られず、当時、⑤区域東側部分に関し、国県市が、廃することによる影響はないとの見解を示していた公文書が存在することからも、適切な開発行為であれば、排水上の問題は生じないと判断したことは、妥当と考える」。それから、「審査において、表流水に関しては、放流先となる道路側溝及び下流河川の容量が技術基準に適合することを確認し、また、地下水に関しても、暗渠排水工の施工を指導するなど配慮していた」というような文言をここに入れてあります。

それから一番最後のところに、新聞記事への答えを書かなければなど思ったところがありまして、「⑤区域の排水施設に関しては、県の指導に基づき、法の基準に適合した排水工が施工されていることから、⑤区域からの排水が周辺に影響を与える可能性は極めて低いと考える」というふうにまとめてます。

一応以上になりまして、大事なところを実は前段で飛ばしてしまっていて、以前に委員長から言われていたC工区の排水計画の関係、L型のところですね。その説明を。

■■■■の開発許可申請書の中の排水計画平面図ですけど、恐らく杉本さんや望月さんはこれを見ればさっと分かるんでしょけど、我々なかなか分からなくて、もともとこの図面のほうは■■■■の当初開発許可申請の中についていた排水施設計画平面図です。それからもう1枚、エクセルで私が作ったんですが、逢初川源頭部北側C工区配水施設の設計(流量計算書)、これは■■■■の開発許可申請書の中に排水施設の流量計算として一覧表があったんですが、その一覧表の中から、これは必要だと思われる数字だけ引っ張ってきています。ですから、その一覧表の中の数字で引っ張ってきてない数字もこの中にあるんですが、それまで入れるとかなり分かりにくくなってしまおうのと思って、こんな形にしました。

前回、C工区の一歩隅のところ側溝がL型で⑤区域につながっていくところがあるんですが、そここの排水計画はそれで大丈夫なのかという話があって、文言としては「大丈夫」と書いたんだけど、なかなか大丈夫とこれだと分からないよね、計算式とか載せたほうがいいんじゃないという話があったので、計算式だけ載せても恐らく分からないかなと思って作ってきたのがこれです。

これをこのまま資料に載せるのはできないなどは思っているんですが、説明だけさせてください。先に図面のほうを見ていただきたいんですが、図面の中で左側のほうに区域外の流域があり、それから開発区域の中のこの流域がありという具合になっていますけど、右のところ実際に道路が書かれているC工区がありますが、番号が小さくて非常に見づらいんですけど、①から丸が振られています。それぞれごとに排水の面積を振ってありまして、その排水面積ごとに、そこから流れてくる雨水の量、そして側溝があるものですから、その側溝の流量で、側溝の流量が雨水の量以上になっていけば、それは問題ないということで、作られている表がこちらの流量計算書になります。

非常に見づらくて恐縮ですが、上から順に流れていくようなイメージを持ってください。こちらのA4の表を見ていただくと、26 はまた別なんですけど、1から 25 まで、こういう流れになっていると。①②が右のところを見てもらうと、排水面積の、文言が振ってないんですけど、3へとなっています。1、2と経由して3に飛んで、また3から7へ飛んでということになっていますが、見ていただくと、面積が一番見やすいんですけど、上から順に足されています。まず1を見てもらうと 0.12 というのが入ってますが、2を見てもらうと 0.075、これ足すと 0.197 ということで面積が出されています。この足された面積にまた地区外の 9.483 が加わって、それにまた3の 0.082 が加わって、それが7に飛んでいく。7はまた 0.073 という面積があるものですから、さっきの 9.76 にこれを足すと 10.053 となって、それを基に排水面積がどんどん増えていく。それに応じて当然側溝なんかも立派な側溝になっていくという、そんな形を見ていただければいいと思います。

式としましては、※1を見ていただくと、この雨水量のところですね、計画雨水量 360 分の1掛ける流出係数掛ける降雨強度掛ける排水面積ということで、流出係数、これも恐らく望月さん、杉本さんはぱっと分かると思うんですけど、恐らく委員長、清水さんは何のことか分からないと思うので、当然雨が降ると、1回地面に染み込むものですから、その地面に染み込んだ分を係数化しまして、例えば 0.6 であるとか 0.95。雨水が当然、どんどん減っていくので、実際全部流れていくわけではないものですから、小数点以下の係数がかかってきます。降雨強度というのは前も説明しましたとおり、これ、5年に1回の雨の降雨を想定しています。それに排水面積を掛ける。360 分の1って何だという話になると思うんですけど、もともと雨水量のところ、単位が毎秒立米になっているものですから、排水面積自体はヘクター計算をしているので、その単位を合わせるために 360 分の1になっています。ですから、それで計画水量が出る。流量のところは流水の断面積掛ける流速。流水の断面積というのはこの側溝の断面積ですね。例えば 300、300 であれば 30 掛ける 30 が出るんですけど、その流水の断面積掛ける流速、それによって流量。ちょっとイメージしづらいと思うんですけど、断面があって、その流れる速さ、当然この中の水の量というのが出てくるので、それで流量が出てます。ですから、流量というのが側溝の容量ということになります。この流量が、側溝の8割を想定しているので、イコールのところは1か所あるんですけど、側溝の8割で見込んでいるものですから、イコールであれば大丈夫ということになります。

これを見ていただくと分かりますとおり、一番上の二重丸に書いてありますけど、C工区は下表のとおり、全域において計画水量を有効に排出できる流量の設定がなされているということで、ですので、設計上、あくまで数値上はという言い方をすると嫌な言い方になるんですけど、見ていただくと分かるとおり大丈夫ということになります。

分かりましたか。見方、ちょっと分からないと思いますけど。

○内藤総務局長

区域の 20、26 とかって、地図でいうと②⑥というのは何ですか。

○福田土地対策課長

26 が一番右の隅っこになります。右端の、例の黒い家、■■■■と叫んでいるところ。これが26になっている。だから、ここは0.075で独立しているんです。前に言ったとおり、30センチと120センチで深さが違うので、つながってないと考えてもらったほうが。

○内藤総務局長  
でも、矢印はこう。

○福田土地対策課長  
矢印はそうになっているんです。だけど、実際はこの排水量の計算を見てもらうと分かる  
とおりで、もうこの部分しか拾ってないです。

○内藤総務局長  
25 というのは。

○福田土地対策課長  
25 が当然一番大きくなるので。

○内藤総務局長  
一番最後のところか。11.851。

○福田土地対策課長  
最後、全部の流域面積の水がここに集まってきますよと。  
この形で外に説明するわけにはいかんと思ったんですけど、ここで説明するにはこれ  
しか方法がないと思ったものですから。

○内藤総務局長  
とにかく少なくとも設計上は適切にやられていたと。

○福田土地対策課長  
■■■■にも実は電話で聞きました。そうしたら、■■■■はやっぱりこの関係では  
結構苦勞したみたいで、■■■■に対して「真っすぐ通せ」と最初言ったと。そしたら、「真  
っすぐ通すことは、間に民地というか全然関係ない土地が加わっているので、できん」と  
いうことを言われたと。「何とかしなさい」と言った結果、実際、直角には普通に曲げない  
と思うんだけど、ちょっと鈍角、鈍角で曲がっていると思うんですけど、その成果が恐らく  
これだったと思うんだという話をして、なかなか■■■■のほうが強硬で、「どこ  
にそんなことが書いてあるんだ」と何回か言われた覚えがあるということで、あまり強く  
は言えなかったようなところがあるみたいです。問題意識は持っていたようなんですけ  
ど。

○内藤総務局長

民地というのは26のことですか。

○福田土地対策課長

そうです。26の地区外造成協力地。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

地区外の9.483というのは、どこどこを足すの。

○望月盛土対策課長

つながっていないんじゃない。ここで両側へ広げているんですよ。多分、道はあるんだろう。で、ここはないということ。

○福田土地対策課長

本当は地区外まで流域がちゃんと入った図面が欲しかったんですけど、それが見つからなくて、どこからどこまで拾っているのかがよく分からない。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この表は。

○福田土地対策課長

私が作りました。もともと、これがあるんですよ。排水施設の設定というのがあって、この中の一番最後に非常に文字が見づらい、これがあったので、これでは文字が見えないなど。ここから拾い出しました、数字は全部。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

細かいことを言うと、この地区外の9.483が合っているかどうかだけだと思うんだけど。

○福田土地対策課長

ここで言いたくはないんですけど、皆さん恐らく最終的に気がつくと思うので言いますが、**■■■■**が是正措置をするときに沈砂池を造るのに、是正措置の承認申請書を出していますよね。あれだと流域面積27になっているんですよ。面積がこれと全然違って、**■■■■**にもそれ、聞いたんですよ、「違っているけど」。**■■■■**はどうも気がついてなかったみたいで。

両方の公文書にかけると、わかるよねなんて話を朝もしていたんですけど。**■■■■**と**■■■■**だから、例えば出してくる数字が違ったにしても、受けているほうが気がつけよという話なんですけど。流域の取り方が、出てくる書類出てくる書類、林地開発だったら30ヘクぐらいで出ているんです。**■■■■**に聞いたら、31ヘクで林地開発のほうは出

していると。

○内藤総務局長

これだと。

○福田土地対策課長

これ 15 なんですよ。半分ぐらいになってしまう。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、CとEですよ。

○福田土地対策課長

Cです。Eはまだこのとき……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この上ですか。

○福田土地対策課長

こっちです。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

7.533 の単体が分からないね。地区外から裸地。

○福田土地対策課長

裸地はここですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

この図面が正しければ、11.300 になるんだよね。

○福田土地対策課長

ここ、11.300 と書いてあるのに、計算はこうなんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

7.533 のあれが分からないね。

○福田土地対策課長

よく分からないです、これ以上のことは。■■■■も覚えてない。

今のところ、本編のほうで 17 ページになって、17 ページのところは特に書き方を変えない、新聞記事だったのかどうかもよく分からないものですから、そのまま前回と同じ状

態で置いてあります。ただ、実際の流れがどうなるのか分からないというような書きぶりは取っています。非常に簡単な文言に変えて書いています。

○望月盛土対策課長

そもそも県が検証しなきゃいけないんですか。

○福田土地対策課長

そうみたいです。県が受け付けているので。

○望月盛土対策課長

許可を出したのは市ですか。

○福田土地対策課長

県が審査して市に引き継いだことが適正だったのかというところ。

○内藤総務局長

許可を出しているのは市なんですね。ということは、もう引き継いで10日ぐらいで許可が出ている。

○福田土地対策課長

そうです。4月11日が許可なので。

○内藤総務局長

実質的には県が審査をしっかりしていたはずということで、その審査というのはしっかりやられていたのかというのは検証しないとけないのかなというふうに思いますけど。

○福田土地対策課長

多少流域面積は何か不安な面もあるんですが、この計算書上は、見ていただくと分かるとおり、問題がないという状況です。

以上になります。

○内藤総務局長

ありがとうございます。

それでは、何か御意見、御質問などありましたらお願いします。

○福田土地対策課長

また清水さん、送ってくれましたか。何か清水さんがまた送ろうとしてくれているのかなと。

○清水総務局参事

12月27日の時点で頂いたものがあつたじゃないですか。それをベースで見て、こんな感じはどうかという。ただ、今日頂いたもので、自分がこんな感じにしたらどうかというの、そうになっている部分もあつたりとかするものですから。

○福田土地対策課長

何か送ろうとしてくれているのかなと思って。

○内藤総務局長

17ページのことで、「本件申請の受付後、██████に対し、15件の不足書類等の提出を求めるとともに、68項目の質疑・修正事項の指摘を行う」という、この内容というのは全部分かるんでしたっけ。

○福田土地対策課長

項目は分かります。これが開発許可の申請書に添付されていますので。ただ、細かくどういう内容だったのかとか、そういうところまで分からないです。頭出しぐらいしか。

○内藤総務局長

それは何でかという、書類が残ってないからですか。

○福田土地対策課長

そうです。恐らく██████が業者とのやり取りはしているんでしょうけど、それまではさすがに開発許可申請とかにつけてないので。

○内藤総務局長

15件の書類提出と68項目の修正事項指摘を行っているということは間違いない、それは確認できているんですよ。どこかに書いてありましたね。██████と██████の関係については第三者性という判断をした。これはもうやむを得ずされた。

○福田土地対策課長

そうです。

○内藤総務局長

同社の資力、信用については、支障なしと。██████って、許可をもらってから半年ぐらいで経営が苦しいとか言い出したんでしたっけ。

○福田土地対策課長

経営状況が悪化したのはもうちょっと後だったよね、たしか。

- 内藤総務局長  
リーマンショックの頃か。
- 清水総務局参事  
2年後ぐらいですね。
- 福田土地対策課長  
林地の関係で。
- 内藤総務局長  
森林のほうの許可を出してすぐに悪化しちゃったんですよ。  
さっきの、これは、どうですか。技術の皆さんから見ても問題ないと言えるのか。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
これ、そちらの土木の資料もチェックしてくれましたか。
- 福田土地対策課長  
もちろん。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
流域面積もですか。
- 福田土地対策課長  
流域面積は……。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
どこまでチェックしてくれたんですか。この流量もですか。
- 福田土地対策課長  
もちろん、それは見てくれています。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長  
側溝の流量はいいんだろうね。
- 福田土地対策課長  
ただ、流域面積、さっき言ったとおり図面がないので。だから、これ私、分からなかったけど、どこから引っ張ってきているかは彼らは分かると思うんです。
- 杉本交通基盤部参事兼砂防課長

というのは、ここを見ると、開発区域外 11.3 で、1.95 だよね。となって、開発区域内が 1.91。多分ここが 1.99 になるのかもしれないけど。というように考えると、ここまでは合ってるんだよね。流量計算書は別紙に掲げるといので、ただ、ここに来たとなると、このこれが分からないな。

○福田土地対策課長

トータルは合うんだけど、過程がよく分からないんですよ。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

これ、よく分からないね。この数字がね。これは合ってるのか。でも、打っているから、多分これで受け付けているんだよね。1.533 が何でかなと、そこだけなんだよな。それが合ってくれば、これとここに来るもんね、9.83。

○福田土地対策課長

恐らく、彼だったらその辺、分かると思います。ただ、図面がないかもしれない。図面がないからこれをよしとしたと。

○内藤総務局長

図面というのは、これは図面ではないんですか。

○福田土地対策課長

図面です。図面だけれども、その図面と実際にさっきの計算書に出てくる集水面積と合わないんです、地区外の面積が。図面の一番左を見てもらうと 11.300 地区外となっていて、その 11.300 がどこのことか、そもそも分からない。それが実際、この計算書の中でも 9.483、この 9.483 の中の 1.91 は裸地のことなんですけど、残りの 7.572 が地区外なんですよ。多分、面積がここで合わなくなっていて、ただ、トータル面積の計算は合っているはずなので。

○内藤総務局長

これは書類から拾ったけど、こっちの図面と合っていないと。

○福田土地対策課長

はい。合っていないのか何なのか。

○内藤総務局長

最初、申請書についていた図面……。

○福田土地対策課長

図面はそれですね。

○内藤総務局長

これなんですか。では、もう既に合っていないだ、その時点で。

○福田土地対策課長

ええ。不安なのは、さっき言ったみたいに、■■■■の是正措置のときの流域面積と全然合わないの。実際、変更許可のときは31ヘクタールぐらいになっているし、面積が毎回違うんです。

○内藤総務局長

それはB工区とか上部も全部入れてですか。

○福田土地対策課長

関係ないですね、流域面積なものですから。

○清水総務局参事

本当の流域面積って分かりますか。

○福田土地対策課長

恐らく30かなと。

○内藤総務局長

そうすると、大分面積を少なく見積もっているということになる。

○福田土地対策課長

■■■■にも調べてもらっていますけど、当時の記憶を何とか掘り起こして。

○内藤総務局長

分かりました。それにしても差があり過ぎますよね。では、それはまた■■■■に。ほかに何かありますでしょうか。清水さん。

○清水総務局参事

今、皆さんにメールをお送りしたんですけど、12月27日か26日時点で一旦送っていただいたものをベースにしています。それを送っていただくときに、庁内検証委員会の中でいろいろ自分も言っているところがあったものですから、そういったところを踏まえつつ、あと、森林法のほうの仕立てというか記載ぶりとかと横並びで見たときに、何となく合わせていたほうがいいかなという、森林法のほうに寄せるようなイメージで、こんな感じでどうかなというようなところ。あと新聞記事で取り上げられたものの見せ方と

どうか、どこにまとめるかみたいな、そんなところについて、それらをもろもろ加味した意見を、青字で記載させていただいたところがその部分になるんですけども、量は多いんですけど、上から追っていてもいいですか。

まず1ページ目なんですけれども、土地改変行為の概要のところ、森林法と比べたときに書き方が違うなと思ったものですから、森林法のほうに寄せるようなイメージで、文章で示すようなイメージ。C工区と無許可開発の2つあるんだよというところを文章で示して、この下に今作っていただいている図が来るような、そんなイメージです。あと、何をやってたかということも、今日のやつで書きぶりが変わっているところはあるかと思うんですけども、無許可開発区域とC工区に分けて、何をやったかというのを言葉で書き記すようなですね。それで、地番は表に入れたほうが分かりやすいかなと思ったので、表のほうに入れているということと、あとこの図の部分は今日頂いたものがあるので、それが来るイメージで。

3ページのほうに行っていたら、上記(5)の対案ということで入れさせていただいています。森林法のほうで行政対応の経緯ということで、期間を区切って行政対応をまとめているところがあるものですから、それに倣うような感じで、この都計法の関係についても概略を入れるようにしたほうがいいかなと思ったので、取り上げている項目と書きぶりが適切かどうかということはあるんですけども、ちょうどこの寄せたような経緯の部分が⑤に記載されている内容、あとは(2)の中に記載されている風致地区の関係とかもここに網羅できるかなと思ったので。

4ページが許可制度の概要ということで、これ、原案の(2)のところの開発行為の説明があったんですけども、目的の中に開発行為とあったので、開発行為の説明はこっちに入れたほうが分かりがいいかなということで持ってきました。あとは(2)から開発行為を引っこ抜いたものですから、「許可対象となる開発行為の規模」というようなタイトルでもいいのかなと思いました。あと、許可手続の流れについては、今、基本形式で入れられているんですけども、林地開発のほう結構すっきりとした形でまとめられているものですから、同じような形で書くことができれば、横並びで見たときも同じような体裁だよなという形になるかなと思ったので、そういう形でいけるならそのほうがいいかなというところなんです。ちょっと、はしょっていますけれども、ここに縦に短冊を足していくことが、それで書き表わせることが可能だったら、そのほうがいいかなというふうに思いました。

それとあと、開発許可申請の手続ということで、恐らく条文等を引用して下さっているとと思うんですけども、条文そのものを入れてしまうと入ってきにくいかなというところがあったものですから、文章チェックに項目をまとめ、文章で書き表したほうがいいかなと思ったので、項目立てせずに、この開発許可手続の中の1つのこまとして入れるようなイメージでどうかということ。

その下の開発許可の基準については、単にこれは原案だと趣旨、内容という形になっていて、内容のほうが本来の基準の中身だと思ったものですから、基準が先に目に入ったほうが分かりがいいのかなと思って、基準を左に持ってきて、右側のほうに趣旨というところをですね。

○内藤総務局長

なるほど。では、ここはちょっと考えます。

○清水総務局参事

あと、原案の(6)の許可等の条件については、これもさっきの申請の手続と同じように、項目立てしなくて、許可の条件ということで文章で示したほうがいいのかと思ひまして。原案のほうが「次の条件を具体的に明記すべきである」というふうになっていて、許可の条件と見たときに、ちょっと入ってきにくいような印象を受けたものですから。特に必要がないと認める場合を除いて、こういったことやこういったことを条件を付すこととされているよみたいですね。ただ、ちょっと原案の③がなかなか書きにくいなと思ひてですね。

○福田土地対策課長

確かに、この文章はすっ飛ばせないですね。

○清水総務局参事

なので、場合によっては③ははしよって、「等」とかでもいいかなと。

○福田土地対策課長

分かりました。ちょっと縮めて書きます。

○清水総務局参事

あと、(7)の違反があった場合の一般的な対応というところも、ここも森林法と比べてみたときに、森林法は結構さらっとした感じで書かれていたものですから、同じように、あまり細かく書かなくても、もしかしたらいいのかもしれないなと思ひてですね。森林法と同じような並びで書けるようであればということで、森林法と同じような形で置いているという。

7ページの3番の土地改変行為に係る事実関係の整理というところで、赤字で入れているものは、(1)の文書の保管状況というのは、今は事実関係の最初に来ているんですけども、どこにあるのかがいいかなと思ひて。なので、今、このパターンは後ろに持っていったらどうでしょうという、そういうイメージで今赤字を入れさせていただいているんですけども、あと、その下の本当の事実関係のほうについては、これ、ただ表現を、体裁を合わせるというだけの話で、日付のところは1文字空けてとかいう。あとは文書番号の記載。今、都市計画法、かぎ括弧みたいな格好になっているんですけども、ほかのものが普通の括弧なものですから、普通の括弧に合わせるような感じでどうでしょうかというところで赤で入れさせていただいています。

○福田土地対策課長

では、熱海土木には「県」を入れるんですね、ここは。

○清水総務局参事

そうですね。あと、どうしようかなと思ったんですけど、行政対応検証委員会とかは見たら、「県」とか入っていたような気がして、何で「県」と入れているのかなと思うと、一般の人が見たときに県なのか市なのか分からないというところもあるから、あえて入れているのかなというふうに思ったものですから。我々には違和感ある部分はあるんですけども、分かりがよくなるという意味で、ほかの法令も同じなんですけど、「県熱海土木」とか「県東部農林」とかという形で統一できたほうがいいのかと思って、取りあえず入れさせていただいています。

8ページで、2003年の2月18日にポツの追記ということで入れさせていただいているのは、これは地目を宅地に変更したというところを入れているんですけど、何でこれを入れたかという、後ろのほうでカムフラージュだとか地目を元に戻すとかというような話が出てきていたものですから、この宅地に変更したというところも事実として入れておいたほうが、ちゃんとつながるのかなという、そういったところで。

次の同じページの2月26日は、これ、書きぶりをちょっと変えてみたらどうでしょうかという。

○福田土地対策課長

別にいいですよ。

○清水総務局参事

8ページの一番下の2月26日のやつは、「都計法と足並みを揃え」となっているんですけど、これは何のことを言っているか分からないかなと思ったので、宅造法とかを入れたほうがいいのかと思って入れました。

次のページの2月28日のところは、発言内容のところには補記したほうが分かりやすいかなと思って括弧で補記したというところなんです。27日の■■■■の電話の関係も、補記したほうが分かるかなと思ったので。補記が多いですかね。確かに文章を見ると、違反して命令されており許可はできないとか宅建業法上問題があるとかということは公文書に書かれているんですけども、これだけだと分からないところもあるかなと思ったので、補記したほうがいいのかと思い括弧で入れてみました。

3月10日は、これも防災工事とは何かというところの補記をしているだけです。

○福田土地対策課長

大体読めば分かりそうですね、この辺は。

○清水総務局参事

あと、5月29日は、これはただ単に原案が防災措置計画となっていたんですけど、措置と防災工事とごっちゃになっていたので、防災工事計画なら防災工事計画に統一したほうがいいのかと思ってですね。

○福田土地対策課長

そうですね、確かに。原文になるべく忠実にやったような気がするけど。  
2006年の3月17日のところは。

○清水総務局参事

「経過して」は、なくてもいいというだけです。

○福田土地対策課長

「新たな文書番号を採番」になっているけど。

○清水総務局参事

これって、あるんですけど。

○福田土地対策課長

ないです。こっちに残ってなくて。

○清水総務局参事

開発許可申請書は今回、表に出すことになると思うので。

○福田土地対策課長

県保有公文書みたいな形にしてしまうということですね。Dの大分後ろの番号か。了解です。

○清水総務局参事

27日も、これも何かについていたんですよ。開発許可申請書についていたんですけど。

○福田土地対策課長

そうか。これ、申請書の中に入ってますね。

○清水総務局参事

そうですね。では、そうすると同じ番号になりますね。

○福田土地対策課長

で、許可はまた別なんです。だから、これが新たな文書か。

○清水総務局参事

4月11日は単に表現を合わせたというだけです。

12 ページの上に括弧書きで所有権のことが書いてあるんですけど、所有権の移転が2016 から2017 ということになっていたので、もし細かに、ここについては、いつとか分かるようだったら。今のところ認識が2011年の2月25日ぐらいでしたっけ。

○福田土地対策課長

大体一斉に変わってますよね。細かなところはあるかもしれない。

○清水総務局参事

もし違うのがあれば、書き分けられるなら。

○福田土地対策課長

そうですね。整理はやっていると思うんだよね。日がそんなにたくさん出てこないようだったらということでもいいですね、これは。

○清水総務局参事

3月26日は■■■■とただ入れただけなんですけど、ないなら、ないほうがいいかな。ここは、ほかがどうなっていたかによりまして、ほかが■■■■と入っているんだったら合わせたほうがいいし。これも地位承継、Dの081のものか。

○福田土地対策課長

違うと思うけど。

○清水総務局参事

「提出する」ですもんね。だから違うのか。遅いですね、令和2年ですもんね。

○福田土地対策課長

ええ、随分してからなので。

○清水総務局参事

これも県の文書じゃないですか。

○福田土地対策課長

違います。これは市からもらっているはずか。

○清水総務局参事

聞き取り調査の結果については、ここはほかとの書きぶりも合わせるところがあるかと思うんですけど、現状、今(3)ということで起こします。これを作ったときには括弧にしなくてもいいのかなと思ったんですが、そこは検討の余地があるかなと思います。

○福田土地対策課長

いやいや、直しましょう。

○清水総務局参事

あと、この導入部分の書きぶりを、「欠落があり」とかというのはネガティブなイメージになるかなと思ったものですから、「残存しなくて把握できない事実関係について」みたいな、そんな形に記載ぶりを変えたらどうかということで、させていただきました。

13、14は原案で、こういう形にしたらどうでしょうかというのは15ページ以降にあるんですけども、枠を入れると作りにくかったものですから、枠を外した形で作っているの、枠が要らないという意味で書いているわけではないです。枠がないほうがここに入れやすかったの、枠を取っ払っているだけで。

今日頂いたもので聞き取り調査の形には括弧書きで入っていたので、それとの兼ね合いもあるので、それはどうかと。この今、青で入れさせていただいている括弧書きがどうかというところはあるんですけども、12月27日の段階ではその括弧書きがなかったので、こういう括弧書きでどうでしょうかということで入れさせていただいたものになります。

○福田土地対策課長

これは全部に題名を設けるやり方かな。

○清水総務局参事

そうですね。一応そういうふうな形で入れてみたというところなんですけど。

○福田土地対策課長

それはそれで。分かりました。

○清水総務局参事

廃棄物を熱海保健所に相談して対応を依頼していたところには、どこの廃棄物かというのを書いたほうがいいかなと思ってですね。区域が怪しかったんですけども。

○福田土地対策課長

ええ、⑤区域のところにある。

○清水総務局参事

その下の「移動」と書いてあるものは、下のほうにあった記載はこちらにあったほうがいいのかなと思ったので、移動してきたというだけですね。

その次の「土砂が流れても」というところは、補記をしたほうがいいかなと思ってですね。実際にやってない事柄としては、そこは括弧書きで入れるような形になるかなと思ったんですけど。

無許可開発区域からの土の採取に係る届出についてのところの対案については、一応この項目が聞き取った内容ということで定義になっていたのですが、記憶している職員はいなかったというのは聞き取った内容じゃないものですから、そこを括弧書きに入れたという形です。

15 ページの一番下の「原状回復までは必要ないと考え」というのは、この上に移動したらどうでしょうという。

次の是正後の開発許可についてというところは、補記したほうがいいかなと思って括弧書きで。

次の防災工事の完了が17年度になった理由については、動きがなかったというところと、たしか、2ポツ目は、こういうことを言っている方がいらしたような気がしたものですから、あったほうがいいかと思ってですね。

○福田土地対策課長

恐らくこれが現実ですよ。

○清水総務局参事

防災工事の完了検査については、何となくこんなことを、何かを基にやったよみたいなことを言っていたような気がしたものですから。

その下が、                    のくぐりを補記をただけです。

「移動」と書いてあるところは、たしか下にこういう記載があって、ここにあったほうがいいのかなと思って持ってきたんですけど、ただ、どこに置くのが一番いいのか分からなかったので「要検討」と書いてあるんですけど。

17 ページの第三者性のところについては、「承知していたが」というと、全然分かっていたんだけどみたいなニュアンスが出てしまうかなと思ったので、そこまで言い切れるのかどうか、「薄々感じていた」ぐらいのほうが当時の状況には合っているかもしれないなと思い表現を。そこは何か、「承知していた」とすると行き過ぎ感があるかなと思って。

○福田土地対策課長

分かりました。では、こんな雰囲気です。

○清水総務局参事

3ポツ目は補記しているような感じで。

17 ページの下の方にある「どこに置くのが正しい？」と書いてあるのが、ここが、「                    」の来所記録を作成しており、その都度、内容を伝え、口頭のみで済ましたときもあったようである」というのが、熱海市の引継ぎとどう関係するのか分からなかったものですから、上かなと思って上に持っていったんですけど、引継ぎという意味で考えたときには何か引継ぎと合わないなと思ったので。それか何か補記をしてここに置くのか。

○福田土地対策課長

公文書が一時期まるっきりなくなっているところがあるので、その関係で聞いたんですよ、これ。

○清水総務局参事

補記をしたほうがいいですかね。

○福田土地対策課長

それが書いてないから分からないんだよな。ちょっと考えます、これ。

○清水総務局参事

■■■■と■■■■の関係のくだりについては、上のほうに。

あと、18 ページの項目追加というところは、支援体制について2ポツあったんですけど、県職員の認識と市職員の認識と2つ、ポツであったんですけど、一方が県の職員が言っていることで、もう一方が市の職員が言っていることなので、単純に並んでいるとそれが合わないものですから、県と市で認識というか違ったというところが分かったほうがいいかなと思ってですね。

○福田土地対策課長

公文書のところは。

○清水総務局参事

もう少し簡略化してもいいのかなとの趣旨です。表についても、文書番号までは見せなくてもいいかなと思ったのと、19 ページの上のほうで赤で書いてあるのは、82 文書あって、81 文書は県庁にあったけどと書いてあったので、残りの1文書ってちなみにどこにあったのかなと思ったのを単に書いただけです。特に意味はないといえば、ないんですけども。

あと、その下に囲みで入れてあるのが、これは廃棄物処理法のほうでまとめてくださったときに、特別委員会の提言の概要が入っていて、局長と話したときに、提言の概要があったほうが分かりやすいんじゃないかということもあったものですから、ほかも論点の前に提言の概要を入れるパターンもあるかなというところに入れてさせていただきました。

あと、この論点の囲みの中のあれは、今日頂いたものは括弧になっていたのですが、考察をするとき(1)とかにしてあるものですから、それと合うように括弧表記にしたほうがいいかなというところですね。考察のほうは、青字で書いてあるのは、補記したらどうでしょうかというところだけで。

22 ページの(3)のところ、たしかこれは記事の内容を入れるような形になっていたかと思うので、論点に挙げている内容が新聞記事に関係するんだったら、その論点の考察の中に、どの新聞記事かというのをに入れて、新聞記事の中身を入れて、その後は淡々と確認・判明した事実関係と考察を入れるというような、そんな形で。

○福田土地対策課長

中に入れられるのは、これだけなんですよね。あとは外出しになってしまう。

○清水総務局参事

もう1個何かあったような。

○福田土地対策課長

ありましたっけ。

○清水総務局参事

はい。

あと、事実関係と考察で青字で入れてあるものは、改めて読んでみて、括弧の部分でいうと、標準処理期間があってもいいのかなと思ったものですから、標準処理期間を。何か不当に早く処理しているみたいなのを言われたりするようなどころもあったんですけど、よくよく確認してみたら標準処理期間は30日間だものですから、1か月ぐらいで処理するというのは普通なのかなという。

○福田土地対策課長

そうですね。そのために事前協議とかいろいろあるので。

○清水総務局参事

その書きぶりを修正。

24 ページの一番下のものは、こんなことが書けたらいいなということで。市に処理してもらわなければならないから、その間にできることはやっておこうよという、そういう思いでやったんだよねというような。

あと(4)の県技術検証結果にも疑念というの、もともとの案でここに入っていて、それというのは、申請の内容というのが適正だよというところが……。

○福田土地対策課長

この新聞記事でいいんですか、結局。これしかないんだけど。

○清水総務局参事

取りあえず原案にあった記事をそのまま持ってきたんですけど。

○福田土地対策課長

自分で書いておきながらこんなことを言うのは非常に心苦しいんだけど。

○清水総務局参事

L字の排水路の話ですよ。排水に問題があったみたいなのが書いてあるもの。

○福田土地対策課長

そうですね。「分水嶺付近の排水施設に不備があった可能性にも触れた」とだけ書いてある。記事事態にあまり具体性がないんだけど、では、これでいくということでもいいですね。分かりました。

○清水総務局参事

25 ページの確認・判明した事実関係の1ポツ目については、「提出された」だけでとどまっていたんですけど、提出されたという事実だけだと下の考察のほうにつながらないかなと思ったものですから、判断材料にはならないかなと思ったので。これが言えるかどうか分からないので赤字で書いてあるんですけど、こういうふうに言えるのであれば、形式的な審査の段階ではクリアしているというようなイメージで言えるのであれば、あったほうが。「提出された」だけではなくて、過不足なくて、記載漏れもないよということを入れられれば入れたほうがいいのかというので。というのは、土採取等規制条例の届出には記載されていないのに受理したとかというところがあったものですから、これは違うよということが言えるのであれば、そう言えたほうが良いなど。

○福田土地対策課長

この前に熱海市を經由しているので、その段階でいろいろ指摘を受けております、実は。だから、土木に届いた段階ではその辺の是正をされていたので。

○清水総務局参事

次のポツは、ここは事実関係だものですから、提出を求めて指摘しているという事実だけでいいかなと。それはただ語尾だけです。なので、これは「とのことであった」と書いてあるんですけど、さっきの砂防の関係では「確認した」となっていたので、そこはまた表現を合わせたりというのはあるかなと。

「移動」と書いてあるのは、ただ新聞記事のところが移動しただけで、その上記ポツの対案というのは、書きぶりをちょっと。

○福田土地対策課長

どうします、これ。前回書いてあったのは「C工区内の東南端に直角に設計された側溝があるが、予測は困難であるものの」、これ、あえて取ったんです、今回。

○清水総務局参事

そこは、ごめんなさい、これ前回のものそのまま置いているので、今回のものがということであれば、それに。

○福田土地対策課長

では、取りましょう。わざわざ書く必要もないのかなと。

○清水総務局参事

あと、さっきのこれとかの確認によっては、また書きぶりが変わってくる可能性があるということなんですね。

○福田土地対策課長

そうです。ただ、こうしか書けないですよ、ここって。

○清水総務局参事

その下の 26 ページから 27 ページにかけてのところは、「通常の審査に加えて特別な調査」というのはちょっと曖昧だなと思ったものですから、事実関係をなぞるような形になりますけれども、やった内容を書いたほうがいいかなというところ。あと、2ボツ目については、これは言えるかどうか分からないのですが、何かほかに、今後のことも踏まえて、悪質な業者ということが何となく感じる業者があるとするば、通常の法人登記簿だけではなくて、ほかにどういうことが調べられるかみたいなところを法律相談したりとかということは今後もし検討するということがあるとするば、何かもうちょっとやれる手があったかもねというところが、入れられるのであれば入れたいと思ったから入れただけなんですけど。

○福田土地対策課長

これ、前のところで■■■■と■■■■の関係性は、薄々という言い方をしていた。

○清水総務局参事

薄々は分かっているんですけど、ただ、薄々分かっているだけじゃ、薄々だろうということで、対抗できないじゃないですか。なので、例えば融資関係がどこだとか、何かそういうところを探ったりとかというのが、もし。あとは、ほかに関係性を公式に証明するためにどういうものがあるでしょうかというのを専門家に聞いたりとかということも、もし行えるんだったら行ったほうがよかったかもしれないとするば、通常やっていることはやったんだけど、薄々感じているところがあったから、さらにもう一步突っ込んでというようなことが。

○福田土地対策課長

それをここに。

○清水総務局参事

当時やっているのか、もしくは、これ以上は難しいというところがあれば、もうこれを入れる余地もないのかなという気がするんですけど。そこは、入れられるでしょうかというようなニュアンスも込めて書いているというところ。そこは、入れられるでしょうかという

○福田土地対策課長

分かりました。ここは考えます。

○清水総務局参事

あと、27 ページ、これは文言の修正ですね。

28 ページの真ん中、これは積極的に関与すべきだというところをもうちょっと膨らませているだけです。なので、何となく悪質なことをやるような業者という、もし薄々感じた部分があったとすれば、その後もうちょっと関わっていてもよかったんじゃないのというところの補足で。「認識があった」と書いているのは、言い過ぎかもしれないですね。

○内藤総務局長

さっきは薄々。本当はどっちなんだろうね。認識はあったか。

○福田土地対策課長

あったんだと思いますよ。

○内藤総務局長

でも、証拠はなかったという感じ。

○福田土地対策課長

だから認めたんですよ。証拠があれば、はねられたんだけど。

○清水総務局参事

28 ページの中段が、論点に盛り込めなかった、新聞報道で取り上げた事項をこういう形でまとめたらどうでしょうかというところで、この新聞で取り上げた事項をどこに入れ込むかというのはあるんですけど、現状は論点に対する考察を終えた後に。

○福田土地対策課長

新聞報道で問題提起された事項についての事実関係としてここに入れると。

○清水総務局参事

この新聞で取り上げた事項については、公文書で確認できることと、あとは聞き取り調査で聞いたことと、あと、20 年前の土砂崩れについては、発生原因を先生方に聞いているところがあるものですから、その3項目に分けて記載するというのもあるのかなと。

3番目が今、別様でまとめてくださっていて、3番のものには考察まで入れてくださっているんですけど、ただ、⑤区域の関係とかは、よくよくというと、基本的には書類がほとんど、開発許可申請書もペラ1枚しかなくて。

○福田土地対策課長

あれに至っては本当はないので。

○清水総務局参事

公文書が残っていない。あとは、頼れるのは職員への聞き取り調査の結果だけ。あとは用途廃止だとかというところはありませんけど。

○福田土地対策課長

そうですね。偶然出てきた書類があるけど。

○清水総務局参事

そうすると、考察までやる根拠的な部分が薄いのかなと思ってですね。とすると、その薄い材料だけで考察するのは、なかなかそこまでは言い切れないんじゃないかというようなことを言われる可能性もあるかなと思ってですね。なので、これも含めて、論点に含まれない新聞で取り上げた事項については事実関係。調べたら事実関係はこうでしたというぐらいにとどめるような形でもいいのかなというか、それ以上、難しいんじゃないかなというところが正直あるかなと思ってですね。

○福田土地対策課長

そうですね。物によって結構温度差があったりするので、確かに。

○清水総務局参事

確かに⑤区域の話は、材料になる部分はあるものですから、ほかのに比べたら事実関係の部分というのは厚くなる場所はあるんですけど、ただ、そこまでにとどめてもいいのかなと。

○福田土地対策課長

そろえる感じにするんですね。

○清水総務局参事

そこはまた皆さんの御意見というところもあるかと思うので、材料が少ない中で無理に考察までしなくてもいいかなとか。なので、それを明確に「根拠としてはこうだ」というふうに言って、相手も「そうですね」と言ってくれる材料があるかというところで考えると、どうかというところがあったので、今この中では、それはしない。論点に含まれない新聞で取り上げた事項については、一律、事実関係を確認したらこうだったというぐらいにとどめる形でどうでしょうかという意見にさせていただきました。

○福田土地対策課長

分かりました。じゃ、考察まではしない。

○清水総務局参事

再発防止に向けた対策のところは、ほぼ記載の統一というだけで、白丸ポツじゃなくてポツにしましょうというだけのところと、若干。

○福田土地対策課長

内容的に近い内容かも。

○清水総務局参事

補記をしているというところと、あと、3番目の原案でいうところの一番下のところについては、「市町が抱える開発許可制度の運用に伴う課題に関し、相談を受けた際には」というところが、重複感があるかなというところ。ぱっと読んだときに、相談された全ての事項について、関係市町と、しかも県が主導して課題解決するというふうになっているように読めたものですから、「主導する」というと県が丸抱えでやりますよとなってしまおうと思って、丸抱えというのは行き過ぎているかなという気がしたものですから。恐らく困難な事案に対しては困難事案支援チームも活用しながら一緒に考えていきますよというところと、あと、複数の市町に共通する課題があれば、それは関係するところと一緒にやりますよというような感じでどうかなと思ったものですから、そういったようなことを書かせていただいています。ただ、そこは勝手な自分の思い込みで書いているところがあるものですから、また御確認いただけたらと思うんですけれども。

長々と申し訳ありませんでした。以上です。

○内藤総務局長

どうですか、福田さん。

○福田土地対策課長

了解しました。

○内藤総務局長

検討していただいて。

では、あとはこれの関係が、ちょっとまた確認しないと。

○福田土地対策課長

これの関係は、                    が何となく頼りなかったの。そうだったんですかというような感じでした。

○内藤総務局長

そのほかの御意見は何かありますでしょうか。今日またいろいろ出てきて、すぐ意見をと言われてもなかなか難しいかもしれないですけど、明日もありますので。

取りあえず都市計画法は一旦これで締めて、2のその他に行きますけど……。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

1ついいですか。

今日やった、この全体の関係で1点言うのを忘れたんですけど、17 ページのところの一番上のボツのところなんだけど、「しかしながら」、その括弧書きって、この文はつけるんですか。思ったのは、何か想定で書いてしまうというのがいいかなと。

○清水総務局参事

確かに。

○内藤総務局長

事実関係だからね。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

場合によってはという、そういうようなのはどうかと思いました。

○清水総務局参事

取ったほうがいいですね。

○内藤総務局長

どうぞ、片山さん。

○片山廃棄物リサイクル課長

全体のもので最初に言い忘れて、確認なんですけど、3ページ、関係者一覧ってあるんですけど、ここの関係者がどんな人かという内訳があるんですけど、これは、第三者委員会がやってくれた表現と同じほうがいいんですかね。

○清水総務局参事

ただ、第三者委員会のものは、そんなに書いてないんですよ。

○片山廃棄物リサイクル課長

そうそう、そんなに書いてないんですけど。

○清水総務局参事

あれ多分、盛土の関係で書いてある部分が多いんですかね。

○片山廃棄物リサイクル課長

そう。具体的には、若干その人の役割が違うのではないかというのがあったりしてい

て。

○清水総務局参事

こっちはですか。

○片山廃棄物リサイクル課長

役割。そうそう。そこは多少変えても。

○清水総務局参事

そこは、その区域について見たときに、多分いろんな、1役だけじゃなくて2役も3役もやっていると思うので、その区域に合った役割で書いていただいたほうがより分かりがいいと思うんですけど、そこはちょっと見ていただいて、追記とか修正とかしていただければ、そのほうがありがたいです。

○片山廃棄物リサイクル課長

分かりました。

それからあと17ページなんですけど、17ページの一番下のポツ、まだPがついてますけど、「仮に」というところって、「仮に」も積極的に書いていく感じですか。

○清水総務局参事

そうですね。この考察に至っては、これはちょっと残したいなというのは、この「XXXXXXXXXX」を捕捉できたかもしれない」というところは、ここは、それがなくなっちゃうと考察でなくなってしまう。

○片山廃棄物リサイクル課長

それから、17ページの考察の中段の上のポツなんですけど、「東部健福は」というところなんですけど、「木くず混じりの土砂を認識している」となってますけど、このところは、認識していることだけなのか、指導しているという事実関係も入れたほうがいいのか、その辺はどうなんですか。

○清水総務局参事

ここはイメージとしては連携の部分の考察というところだったので、ここは県と市が連携して対応というところの事実としてという意味で入れてみたという。

○片山廃棄物リサイクル課長

そういうことですね。それで認識で止めているということですね。分かりました。ありがとうございました。

○杉本交通基盤部参事兼砂防課長

市も入っているんですか、これ、相手。今、市との連携とか言っているけど、市の連携というのは……。

○片山廃棄物リサイクル課長

10 ページのことですか。県の連携なんですよ。

○清水総務局参事

確かに入ってないといえば入ってないですけど、「など」って。

○片山廃棄物リサイクル課長

だけど、これ、法なので、条例は入ってないですよ。「森林法、都計法、廃掃法による行政対応に当たり」と言っているの、条例はないんですよ。あとは役割分担で、一定の面積でどうやっていくかというところも、確かに市が入ってないですね。

○清水総務局参事

連携と考えたときに、今後の方策のところ、連携といったときに市も入ってくると思う。さっき、ここに盛土対策会議だとかいうところを実例として入れていくとすると、当然そこには市も入ってくるということもあるの。地域部会とか入れれば市も入ってくるものだから、盛土対策会議本体だけだと本庁だけになりますけど、出先ということ踏まえると地域部会が入ってくると思うので、そういう意味でいうと、当初の論点から広げるところはありますけど、市との連携というのは、今後の再発防止という意味では、そこをあえて切り離す必要はないかなと思うので、連携が必要という意味合いで。論点から外れるところはありますけれども、ちゃんと市ともやっているよという事実は別にあっても悪くはないというか、逆に言うと、市ともちゃんとやれているところが打ち出しでいけたほうがいいかなと思うので、これは許されるなら残したいなど。

○内藤総務局長

いいですか。ほかに何か。よろしいですか。

では、次回の会議について。

○清水総務局参事

明日の1時15分から。

○内藤総務局長

廃棄物処理法。

○清水総務局参事

取りあえず会議は明日で、会議の持ち方はちょっと。

○内藤総務局長

分かりました。では、今日のところはこれで、本日の会議は終了します。ありがとうございました。